

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
小池建設株式会社(長野県飯田市下久堅下虎岩3089-2)[1000004730]
2. 資格登録停止措置の期間
令和7年10月15日 ~ 令和7年11月14日(1か月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の代表取締役(当時)が労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から各々罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者の代表者(当時)が、労働安全衛生法に違反し、罰金刑の略式命令を受けたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)